



令和6年市消防団夏季点検 (8月18日)

各分団のホープ団員を紹介します

消防団は「自分たちの地域は自分たちで守る」という思いを持って大切な人や大好きなまちを火災などの災害から守るため、日々頑張っています。

消防団員は、ふだんはさまざまな仕事を持ちながら、伊万里市の安全・安心のまちづくりのため活動しています。ここでは、その団員の中から、各分団のホープ団員を紹介します。



大川内分団

第4部 (団員)
江口 勝晶
(吉田)



ホープという年齢ではないかもしれませんが、地域に貢献したいと思い入団しました。訓練や広報活動などに積極的に取り組んでいきたいです。大川内町、そして市民の皆さんが安心して暮らしていけるよう精一杯頑張ります。



大坪分団

第6部 (団員)
田口 裕太
(蓮池町)



税理士事務所の転勤で伊万里に来て、昨年入団しました。

伊万里の自然と人情が大好きになりました！

これからも第二の故郷である伊万里の安全を守り、盛り上げていきたいです。



伊万里分団

第2部 (団員)
石田 健祐
(木須西)



入団して3年目でわかりませんが、地域における消防防災体制の中核的存在として、地域の人たちの安全・安心の確保のため、諸先輩たちの指導のもと、消防団活動の充実化、活性化に貢献できるよう努めたいです。



南波多分団

第1部 (団員)
青木 優大
(小麦原)



地元の先輩に誘われたことがきっかけで昨年入団しました。

まだわからないことが多いですが、訓練やいろいろな活動に取り組んでいきます。

これからも地域の安全・安心のために活動を頑張ります。



波多津分団

第8部 (団員)
川元 蒼太
(辻)



令和5年4月に入団しました。先輩に教わりながら、各種訓練や点検などの活動に参加しています。

これからも地域の安全・安心を守れるように頑張りたいと思います。



黒川分団

第1部 (団員)
松下 環
(小黒川)



入団して今年で3年目です。まだ慣れないことが多く勉強中です。大変なこともあります。地域に貢献できるよう、人とのつながりを大切にしつつ、消防団活動を頑張っています。



第4部 (団員)
馬渡 健斗
(東八谷郷)



令和5年4月に地元の先輩たちから声をかけてもらい、入団しました。

現在は、日々の訓練に励みながら、消防団員としての能力向上に努めています。有事の際は皆さんの役に立てるよう、精一杯頑張ります。



第2部 (団員)
山口 晃世
(下分)



令和6年4月に入団しました。入団して1年が経ちましたが、周りの先輩たちにいろいろと教えてもらいながら消防団の活動をしています。

まだまだ未熟ですが、これから地元の安全・安心のために頑張っていきます。



第1部 (団員)
久保 楓
(宿)



入団して3年目です。入団した頃は訓練時の統率力に驚かされましたが、日々の訓練を積んだことで、いまは指揮命令に対し機敏な動作ができるようになりました。これからも、住民が安全・安心に暮らせるよう日々精進していきます。



↑ ↓ 令和7年市消防出初式 (1月19日)



第5部 (団員)
吉田 大樹
(西分)



入団当初はわからないことばかりで戸惑いもありましたが、先輩たちの指導のもとさまざまな活動を行っていく中で、消防団員としての自覚が高まりました。これからも消防団活動を通して、地域に貢献できるよう頑張っていきます。



第3部 (団員)
八坂 優馬
(脇野)



地元の先輩から誘われ入団しました。入団に際し少し不安もありましたが、先輩たちから親切丁寧に教えてもらい、楽しく活動しています。これからも災害に対する活動や広報、訓練などを通して、地域の安全・安心の一助となるよう頑張ります。

消防団にあなたの『力』を

市民が安心して暮らすためには、自分たちの地域の安全を守る消防団の活動が欠かせません。消防団は、防災啓発活動など地域に密着した活動を行っていて、活動を通じて、地域や団員同士とのつながりを作ることができます。

あなたの力が必要です。市民の皆さんが安心して暮らせる伊万里市を目指して消防団に入団しませんか。

皆さんからの入団などの相談を待っています。

● 問合せ先 消防調整課消防団係

(☎ 23・2118)



令和7年市消防出初式 (1月19日)

空き家の管理はできていますか

● 問合せ 都市政策課住宅・空家対策係 (☎ 23・2464)

近年、空き家の増加は全国的な問題で、伊万里市も例外ではありません。

放置された空き家は、老朽化による資産価値の低下はもちろん、樹木・雑草の繁茂やごみの不法投棄、害獣の住みつき、悪臭の発生など周囲へも大きな影響を与えます。放置された空き家が原因で事故などが起きた場合、所有者や相続人が、多額の損害賠償を請求されることがあります。

空き家は放置せず、定期的な手入れが必要です。月に1回程度を目安に次のような点検と手入れを行いましょ。

● 点検

建物や設備の傷みの確認

● 内部

▽ 通風・換気 (60分程度)

▽ 通水 (3分程度)

▽ 清掃

● 外部

▽ 郵便物整理

▽ 敷地内清掃

▽ 庭木の剪定・除草

周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理と除却の促進のため、令和5年12月13日に空家等対策の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されました。この法律の施行により、放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等(管理不全空家等)と市が認定し、勧告を受けた場合は、固定資産税の住宅用地特例(6分の1などに減額)が解除されます。

家は大切な資産です。空き家になる前から、将来の活用に向けて家族で話し合うとともに、空き家になってしまった場合の管理の仕方や売却・解体についても検討しておきましょう。



特定空家等 除却事業費補助金

老朽化により倒壊するおそれがあり、不特定多数の人に影響を及ぼす恐れのある木造の空き家で、市が定める特定空家等の判断基準を満たせば、解体・除却費の一部について補助を受けることができる場合があります。

利用する場合は、事前に申し込んでください。

● 主な要件

- ▷ 相続人などの権利者全員の同意
- ▷ 解体業者が市内の事業者であること ほか

● 補助金額

解体工事費の4/5 (上限額 100万円)



↑ 詳しくは
こちらから

実家に帰ろう 住宅改修等補助金

実家が市内にある市外在住者(本市へ転入後5年未満の者を含む)が、当該実家にUターンなどをする場合に、実家の改修工事または解体・新築工事に係る費用の一部を補助します。

利用する場合は、事前に申し込んでください。

● 対象者

69歳以下で直近10年のうち市外5年以上在住者 など
※ほかにも要件があります。

● 補助金額

▷ 改修する場合

工事費の1/2 (上限額 50万円)

▷ 解体・新築する場合

解体工事費の1/2 (上限額 100万円)

新築補助金 (上限 30万円)

※子育て加算 (30万円 / 1人) と地域指定加算 (20万円) があります。



↑ 詳しくは
こちらから

空き家相談会

専門の相談員による空き家の利活用（相続、賃貸・売買）や解体・管理についての相談会を開催します。

●相談料 無料

●開催日

5月15日（木）
7月17日（木）
8月21日（木）
10月16日（木）
12月18日（木）
令和8年1月15日（木）

●開催時間

①午前9時30分～9時50分
②午前10時～10時20分
③午前10時30分～10時50分
④午前11時～11時20分

●場所

市役所1階 面接室

●対象者

市内にある空き家などを所有・相続している人、所有・相続する可能性がある人

要予約

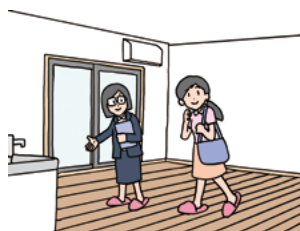
空き家情報バンク

空き家の売却や賃貸を希望する人が、協力事業者（市と協定を結んだ宅地建物取引業社）を通じて空き家物件の情報を登録し、その物件情報を市ホームページなどに掲載しています。

空き家を買いたい人や借りたい人はもちろん、空き家を売りたい人も、どのような物件が登録されているか、一度のぞいてみてください。

建物が古くて利活用が困難な場合は、解体してから空き地として登録することができます（解体後1年以内）。

また、解体費の捻出が困難な場合は、解体を前提とした建物付の土地としての登録ができますので、市または協力事業者に相談してください。



←詳しくはこちらから

空き家見学时 建築士派遣事業

空き家情報バンクに登録されている物件を見学する場合に、市が委託契約を締結している佐賀県建築士会の建築士を派遣します。

住宅性能やリフォームに関するアドバイスなどを受けることができます。

●対象者 空き家情報バンク登録物件の購入希望者

●費用 無料 ※事前に予約してください。



↑詳しくはこちらから

空き家家財処分費等補助金

空き家の利活用促進を図るため、市空き家情報バンクを利用して売買などを行う人に対して、家財処分費用などの一部を補助します。

利用する場合は、事前に申し込んでください。

●対象者

・空き家の売買または賃貸を目的に空き家情報バンクへの登録を予定している空き家の所有者など

・空き家情報バンク登録物件の購入契約後1年未満の人

※ほかにも、要件があります。



●対象経費

・家財などの運搬に係る費用
・廃棄物処理業者などへの処分委託費用
・特定家庭用機器リサイクルに係る費用
・空き家の屋内外の清掃費
・空き家の屋外の樹木伐採・草刈りに係る費用（空き家などの敷地内に限ります）

●補助金額

対象となる経費の1/2（上限額10万円）

↑詳しくはこちらから

国民健康保険税率の改定について

● 問合先 市民課年金保険係（☎ 23-2142）

令和7年度国民健康保険税率を次のとおり改定します。

佐賀県は、県全体で安定した国民健康保険の事業運営を行っていくことを目的に、令和12年度に県内の国民健康保険税率を統一します。

伊万里市は、令和6年度から県が算定する標準保険税率（県内市町の国民健康保険事業の安定運営に必要な税率を確保するための税率）よりも、現行の税率が低く、国民健康保険特別会計の税収が不足していて、この不足分を国民健康保険基金で補てんしています。

令和7年度以降についても、医療の高度化や高齢化により、医療費の増加が見込まれ、標準保険税率の上昇が予測されることから、令和12年度の県内統一に向け、国民健康保険被保険者の負担をできるだけ抑えながら、国民健康保険基金を活用した段階的な税率改定を行っていきます。

税率区分		改正前（令和6年度）	改正後（令和7年度）
医療保険分	所得割率	9.8%	9.8%
	均等割額＊1	23,800 円	24,400 円
	平等割額＊2	36,900 円	37,300 円
後期支援分	所得割率	2.7%	2.7%
	均等割額＊1	7,100 円	7,400 円
	平等割額＊2	8,900 円	9,200 円
介護保険分	所得割率	2.6%	2.6%
	均等割額＊1	10,600 円	10,600 円
	平等割額＊2	6,700 円	6,700 円

＊1 加入者1人当たり ＊2 1世帯当たり

防災行政無線を活用した訓練を行います

● 問合先 防災危機管理課防災危機管理係（☎ 23-2130）

この訓練は、国が緊急情報の伝達手段である『全国瞬時警報システム（Jアラート）※』を全国的に自動起動させ、機器の稼働状況を確認し、緊急時にも情報伝達が行えるようにするために実施するものです。

今年度は、次の日時に訓練放送が行われます。なお、この放送で皆さんが避難などをする必要はありません。

日 時	訓練内容
5月28日（水）午前11時	Jアラート訓練
6月18日（水）午前10時	緊急地震速報訓練
8月20日（水）午前11時	Jアラート訓練
11月5日（水）午前10時	緊急地震速報訓練
11月12日（水）午前11時	Jアラート訓練
令和8年2月6日（金）午前11時	Jアラート訓練

※『全国瞬時警報システム（Jアラート）』とは、対処に時間的な余裕がない地震・津波などの自然災害や弾道ミサイルなどの緊急情報を、人工衛星を使って市町村の防災行政無線を自動起動させることにより、国から直接皆さんに対していち早く伝達するシステムです。

◆広範囲での地震や本市での大雨などの気象条件により、訓練が中止される場合があります。

令和7年度 固定資産税の納税通知書を発送します

● 問合せ 税務課固定資産税係 (☎ 23-2149)

令和7年度の固定資産税の納税通知書を発送しますので、納期限内に納付してください。

【固定資産税の納税通知書】

● 発送日 5月12日(月)

● 対象者 固定資産税を課税されている人

● 発送書類

▷ 全期前納用納付書 ※口座振替利用者は除きます。

▷ 年間分の期別用納付書 ※口座振替利用者は除きます。

▷ 課税資産明細書(土地・家屋)

※書類到着後に、同封している『課税と納税のお知らせ』などで内容を確認し、不明な点などは、問い合わせてください。

【固定資産税の納期・期別納付額】

● 納 期 年4期(5・7・12月・令和8年2月)です。**第1期と全期前納の納期は5月です。**

● 期別納付額 税額を4期(回)で分割しています。1,000円未満の端数が生じた場合には、第1期で調整します。



令和7年度の市税の納付が始まります

● 問合せ 収納管理課 (☎ 23-2152)

令和7年度の市税は、5月から固定資産税、6月から市県民税・森林環境税・国民健康保険税の納付が始まります。市税は、納期限内に納めましょう。

地方税統一QRコードを利用して納付できます

納付書に『地方税統一QRコード』を印字しています。『PayPay』『PayB』『楽天ペイ』『d払い』『ファミペイ』など、各種スマートフォンアプリや地方税共同機構が開設している『地方税お支払サイト』でQRコードを読みとることで、アプリ決済やクレジットカード、インターネットバンキングなどを使って納付することができます。

また、市内の金融機関のほか、全国の地方税統一QRコードに対応している金融機関の窓口でも納付することができます。

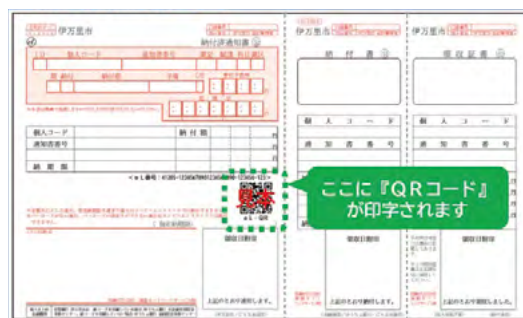
詳しくは市ホームページで確認してください。→

※クレジットカードの利用料は、利用者(納税義務者)負担です。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



地方税統一QRコードの印字イメージ



口座振替が便利です

納付に行く手間が省けて、納め忘れの心配がなくなる口座振替を利用してください。手続きには、通帳の届出印が必要です。

● 口座振替日 毎月26日(12月は25日)

※振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に振り替えます。

※振り替えできなかった場合は、翌月10日に再振替します。ただし、軽自動車税は除きます。

《 振替方法の変更・廃止の連絡はお早めに 》

固定資産税の口座振替を『一括から期別納付』や『期別から一括納付』に変更、または『廃止』する場合は、5月15日(木)までに収納管理課に連絡してください。

※納税通知書の到着後では、手続きが間に合わないことがあります。

納税相談を受け付けています

失業や長期入院などの理由で納税が困難な場合は、分納などの相談を受け付けます。

● 相談日 月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 ※毎週火曜日は、午後7時までです。

5月は消費者月間です

● 問合先 暮らしづくり課市民相談室（☎ 23-2133）

消費生活センターは、消費者安全法という法律に基づいて設置されている『消費者』のための相談窓口です。『消費者』と『事業者』との間で生じたトラブルに関する苦情や相談を受け付けています。消費生活相談員が、消費者保護の法律やガイドラインなどに基づき、公正・中立な立場で解決のための助言を行い、場合によっては、消費者が契約上不当な権利侵害を被らないよう解決に向けて話し合いの手伝いをします。気軽に相談してください。

◆ 令和6年度消費生活相談トップ5 ※すべての相談件数は440件です。

相談の多い内容（商品・サービス別上位件数）			
	商品名・役務名	件数	備考
1	融資サービス	46	フリーローン、住宅ローン、多重債務、相続債務などに関する契約トラブル
2	商品一般	43	不審メール・電話、フィッシング詐欺、ポイントサービスなどに関するトラブル
3	化粧品	33	シミ・シワ取り美白クリーム、ファンデーション、医薬品、配置薬などの契約トラブル
4	役務その他	29	質問サイト、不用品回収、弁護士、司法書士、副業コンサルなどの契約トラブル
4	健康食品	29	ダイエットサプリ、滋養強壮サプリ、精力サプリメントなどの定期購入トラブル

化粧品や健康食品などの定期購入トラブルが多発しています

■相談の傾向

幅広い世代にスマートフォンが普及し、特にネット環境に不慣れな世代のネット通販トラブルが急増しています。通信販売はクーリング・オフができません。低価格で消費者を惹きつけ、惑わせて購買意欲をそそるような大げさな広告には要注意です。購入前にしっかり購入条件などを確認しましょう。

注文内容の最終確認画面は『スクリーンショット』して保存しておきましょう。

■消費者教育出前講座を活用しましょう

消費生活相談員が、市民に向けて消費者トラブルに遭わないための出前講座を行っています。昨年は、次のような内容で講座を開催し、1,402人の皆さんが受講しました。

①インターネットの注意点 ②スマホと上手に付き合うために ③悪質商法被害防止 など
10人程度の少人数からでも気軽に申し込んでください。



■伊万里市消費生活センター

消費に関する相談や出前講座の申し込みなどは、伊万里市消費生活センター（市役所1階市民相談室内）で受け付けています（☎ 0955-23-2136）。

相談日時は、月～金曜日（年末年始、祝日を除く）の午前9時から午後4時まで（正午～午後1時を除く）です。全国共通の消費者ホットライン 188（イヤヤ）も利用してください。

【消費者月間 2025 テーマ】

● 明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費 ～どのグリーンにする？～

私たちの消費行動が、地球環境の持続可能性に大きな影響を与えていることをご存じですか。異常気象による災害が多発し、地球温暖化阻止は人類の大きな課題です。環境に配慮したグリーン志向消費（※）行動を始めましょう。（※）環境に配慮した商品やサービスを選ぶ消費行動のことで、環境問題の解決に貢献することを目的としています。

- ①食品ロスを減らす ②積極的に環境問題に取り組む企業の製品を選択する
- ③マイバッグ・マイボトルの利用 など、自分にできる身近なことから始めてみませんか。

5月25日（日）開催 『第34回 どっちゃん祭り』

第34回

◆ ステージイベント ◆ 会場：浜町交差点

時 間	イベント内容
正午～	開会宣言、オープニングアクト
午後1時20分～	太鼓の演奏
午後1時45分～	どっちゃんダンシング（1部）
午後2時40分～	どっちゃん音楽フェスティバル
午後3時55分～	どっちゃんダンシング（2部）
午後5時45分～	女みこし入場、伊万里太鼓『入船』、女みこし合戦
午後6時35分～	市長・会長あいさつ
午後6時45分～	総踊り
午後7時05分～	餅投げ、抽選会
午後7時45分～	伊万里太鼓『出船』、女みこし合戦

◆ その他イベント ◆ 会場：駅前公園など

時 間	イベント内容
午前10時～ 午後9時	物産展〔中央駐車場、駅前公園〕
午後1時～8時	どっちゃんライブ〔駅前公園〕
正午～午後4時	どっちゃん はたらくくるま EXPO 〔駅通り〕



◆ 5月25日（日）交通規制情報

- 本町バイパス（市道八谷搦・上伊万里線）
 - ▷ 本岡金物店前～浜町交差点
午前8時～午後11時
 - ▷ 浜町交差点～セントラルパーキング前
午前9時～午後11時
- 駅通り（市道伊万里駅前・松島線）
 - ▷ 居酒屋すたーと前～相生橋北詰
午前9時～午後11時

※イベントの詳細は、市ホームページで
確認してください。→



● 問合先

シティプロモーション推進課観光振興係内
どっちゃん祭り実行委員会事務局（☎ 20-9031）

不妊検査費を補助します

● 問合先 こども家庭センター母子保健係（☎ 23-2126）

『伊万里市不妊治療等エンゼルサポート事業』は、4月から新たに不妊症の診断・治療のために必要な不妊検査にかかる費用を補助対象に加えてスタートしています。申請方法は、市のホームページで確認するか、問い合わせてください。

- 対 象 市内に住民登録し、1年以上居住している夫婦で、税金（市税・国民健康保険税・介護保険料）の滞納がない人
- 助成対象・助成額・申請期限 次の表のとおり

助成対象	1 4月1日以降に開始した不妊症の診断・治療のための検査・不妊治療（タイミング療法、薬物療法、人工授精、体外受精、顕微授精、男性不妊治療）に要した費用のうち、医師が認めたもの 2 上記1の申請に添付する受診証明書に要した費用
助成額	1年度あたり 【検査】 夫婦1組に対して上限2万円 【治療】 夫婦1組に対して上限3万円
申請期限	検査・治療が終了した年度末（3月31日まで） ※6年度に開始または終了した治療は、治療終了後1年以内は申請可能です。
留意事項	医療保険の適用の有無は問いません。ただし先進医療、不育症治療は除きます。

道路や河川の損傷を『市公式LINEアカウント』から通報できます

●問合先 道路河川課土木管理係（☎ 23 - 2484）

道路や河川の損傷の情報を『市公式LINEアカウント』で受け付けています。通報には写真撮影や位置情報の取得が必要になるため、道路や河川の損傷を発見した場合は、その場所から通報してください。

スマートフォンがあれば、誰でも通報することができます。危険箇所の早期発見と迅速な対応を行うための役立つ情報になりますので、ぜひ活用してください。

このほか『市公式LINEアカウント』では、市からの『イベント』『保健情報』『子育て』『大雨等による避難所開設状況』など、さまざまな情報を配信していますので、まずは登録してください。

■市公式LINEアカウントの登録方法

次のいずれかの方法で、市公式LINEの登録（友だち追加）を行ってください。

▷右の二次元コードを読み込み『市公式LINEアカウント』を友だち追加してください。→



▷スマートフォンで市ホームページにアクセスし、ホームページ下部にある『LINE』のアイコンをクリックし、次の画面の中段にある『友だち追加』のボタンをクリックしてください。

▷LINEアプリで『伊万里市』か『ID: @imari_city』と検索してください。

友だち追加後は『受信設定』から配信を希望する情報を選択（複数選択可）してください。

■道路や河川の損傷の通報方法

次の手順を参考にして、通報してください。

- ① 損傷箇所の写真を撮影する
- ② 市公式LINEアカウントのトーク画面下部にある基本メニューから『公共施設損傷報告』を押す

【画面1】

- ③ 報告内容を入力する画面に移動するので、各欄への入力を行い、最後に一番下の報告を押して通報完了【画面2】

【画面1】



ここを押してください

【画面2】

- ①『道路』か『河川』のいずれかを選択したあと、詳細な分類を選んでください。

◆分類

- ▷道路 舗装、樹木・草、ガードレール、照明灯、側溝・柵、その他
- ▷河川 護岸、管理道路、その他

- ②『ファイルを選択』を押して、撮影した写真を選んでください。

- ③『取得』を押すと、自動でその場所の位置情報を取得します。

- ④『報告』を押すことで、通報が完了します。通報は、必ずその場所から行ってください。

国民健康保険『人間ドック・脳ドック検診』

● 申込・問合せ先 市民課年金保険係 (☎ 23 - 2153)

日帰り人間ドック・脳ドックの受診費用を助成します。
通常の半額程度の負担で受診できますので、ぜひ利用してください。

● 受付開始日 5月7日(水)

● 対象者 国民健康保険加入者で、次のすべてに該当する人 ※入院療養中の人は除きます。

▷ 受診時に 40 歳以上 74 歳以下の人

▷ 国民健康保険税の滞納がない人

▷ 4 月以降に人間ドック・脳ドック・特定健診を受診していない人

● 申込方法 市役所に来庁して、手続きしてください。

※人数には制限があります。また、電話での申し込みはできません。

● 持参するもの

▷ マイナンバーカードや運転免許証など顔写真が付いた公的身分証明書、資格確認書、国民健康保険被保険者証のうちいずれか 1 点

● 注意事項 必ず特定健診と一緒に受診してください。



	人間ドック	脳ドック
自己負担額	11,130 円	12,160 円
実施医療機関	西田病院（山代町）、山元記念病院（二里町）、伊万里有田共立病院（有田町）、松浦中央病院（松浦市）	西田病院（山代町）、山元記念病院（二里町）、伊万里有田共立病院（有田町）
検査項目	血液検査、尿検査、心電図など 14 項目	頭部MRI、血液検査、尿検査など 10 項目

市国保健康マイレージ事業

● 申込・問合せ先 市民課年金保険係 (☎ 23 - 2153)

定期的な健康診断の受診や運動など、自主的な健康づくり活動を行った場合に一定のポイントを付与します。ポイントがたまると、特典に申し込むことができます。

ポイントをためて『健康』と『特典』を手に入れましょう。

● 対象者 特定健診の対象となる 40 歳以上の国民健康保険被保険者で、国民健康保険税の滞納がない人

● 対象期間 1 月 1 日～ 12 月 31 日(水)

● 付与対象・ポイント

▷ 人間ドックの受診 20 ポイント

▷ 特定健診の受診 15 ポイント

▷ 各種がん検診の受診（最大 2 種類まで、1 種類につき 5 ポイント）で、週 1 回以上の定期的な運動の実施 5 ポイント

● 達成要件 25 ポイント以上

● 特典（400 人限定）

市の特産品（2,000 円相当）から希望の一品を交付します。

※申し込みが多数の場合は、抽選となります。

● 申込方法 申請書と受診が確認できるものを持参してください。

※申請書は、特定健診の会場と市民課で配付しています。また、市ホームページからダウンロードできます。

※受診が確認できるものは、健診結果や領収書、健康診断受診券などです。

● 申込期限 令和 8 年 1 月 30 日(金)



まちづくり出前講座を利用しませんか

● 問合せ先 地域づくり課地域推進係 (☎ 23-2114)

皆さんの身近な生活に関わる行政情報を積極的に提供し、市民参加によるまちづくりを目指すため『まちづくり出前講座』を行っています。皆さんが知りたいことや聞いてみたいことなどをメニュー表から選んでください。市職員などが皆さんのところに出向きます。

● 対象

市内に在住、通勤または通学しているおおむね 10 人以上の団体

● 時間

午前9時から午後9時までの間で、2時間以内
※土・日曜日、祝日を希望する場合は、担当課と協議して決定します。

● 場所 市内のみ

※会場の手配は、受講する団体で行ってください。

● 講師料 無料

● 申込方法

受講予定日の2週間前までに、受講申込書を地域づくり課に提出してください。ファックスやメールでも受け付けます。

※申込書とメニュー表は、地域づくり課、各コミュニティセンター、市民図書館、市民センター、生涯学習センターに備えています。また、市ホームページからダウンロードできます。

● 申込先 上記問合せ先、FAX 22-9575

メールアドレス chiikizukuri@city.imari.lg.jp

◆ 令和7年度 まちづくり出前講座メニュー表 ◆

ジャンル	番号	講座名
市 政	1	市政の動きについて（市長講話）
	2	行政改革について
	3	第6次伊万里市総合計画について
	4	伊万里市まち・ひと・しごと創生総合戦略について
	5	マイナンバーカードの利用について
	6	SDGsについて
	7	伊万里市の公共施設の在り方について
	8	考えてみましょう！『男女協働参画』
	9	伊万里市の財政について
	10	もっと知ろう！伊万里のこと（地域資源の発掘・再発見）
	11	シティプロモーションとは？（情報発信について）
	12	市民との協働によるまちづくり ※地域づくり推進事業を含む
	13	伊万里市の多文化共生・国際交流について
	14	伊万里湾の開発について
	15	伊万里市の公共交通について
まち づ くり	16	道路の話
	17	都市計画の話
	18	下水道の話
福 祉 ・ 健 康	19	国民健康保険について
	20	後期高齢者医療制度について
	21	高齢者福祉について
	22	介護保険について
	23	認知症サポーター養成講座
	24	介護予防（百歳体操など）について
	25	人生会議（ACP）について
	26	生活習慣病予防について（体成分測定、糖尿病・高血圧予防について）
	27	健康づくりについて（感染症予防など）
	28	子どもの体の発達について
	29	障害者総合支援法について
	30	生活保護制度について
く ら し	31	伊万里市の防災について（自然災害編）
	32	伊万里市の防災について（原子力災害編）
	33	マイ・タイムライン（防災行動計画）の作成について

ジャンル	番号	講座名
く ら し	34	市税について
	35	消費者トラブル防止について
	36	国民年金について
	37	木造住宅の耐震化について
	38	個人でできる空き家対策
	39	水道の話
	40	防火教室
環 境	41	救急教室
	42	脱炭素社会と地球温暖化対策について
	43	ごみの分別とリサイクルについて
産 業 ・ 観 光	44	犬・ねこの飼育方について
	45	伊万里市の農業について
	46	伊万里市の林業・水産業について
	47	伊万里市の商工業について
	48	伊万里市の観光について
	49	農業者年金について
	50	農地の転用、売買、貸借について
	51	子どもの生きる力について
教 育 ・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ	52	家庭教育について
	53	青少年健全育成推進活動について
	54	人権・同和問題について
	55	伊万里の文化財
	56	伊万里の史跡めぐり
	57	伊万里の資料館見学ガイド
	58	スマホを使った図書館活用法
	59	家読について
	60	絵本の見せ方、読み方、選び方
	61	いきいき脳活！音読教室
	62	新体力テスト及びニュースポーツの指導
	63	明るい選挙について
選 挙 其 他	64	その他（希望講座を相談してください）

※この講座は、苦情や陳情の場ではありません。

※番号 31～33 は、6～9月の災害対応時期には講座ができない場合があります。

まちの身近な相談役 障がい者相談員

● 問合先 福祉課障がい福祉係 (☎ 23-2156)

市では、障がいのある人や障がい福祉に関わりがある人などに、相談員を委嘱しています。個人のプライバシーなどは固く守られますので、一人で悩まず気軽に相談してください。

身体障がい者相談員

中島 譲 (大坪町)
井手 輝彦 (二里町)
犬塚 いさ子 (脇田町)
前田 敏彦 (大川内町)
西田 幸博 (東山代町)
淵上 藤雄 (立花町)

知的障がい者相談員

志賀 正昭 (立花町) ☎ 090-9565-0380
満野 厚美 (東山代町) ☎ 080-1740-4334

定例相談会（身体障がい）を開催しています

- 期 日 原則、毎月第4木曜日
5月22日、6月26日、7月24日、8月28日、9月25日、10月23日、11月27日、12月25日、令和8年1月22日、2月26日、3月26日
- 時 間 午前9時～午後3時
- 場 所 伊万里市役所

子どもの医療費助成制度を拡充します

● 問合先 子育て支援課子育て支援係 (☎ 23-2310)

4月診療分から、子どもの医療費助成について、高校生年代の通院に係る費用の一部と調剤費の助成を開始します。

年齢区分	令和7年3月診療分まで	令和7年4月診療分から
高校生年代 (中学校修了後～18歳になった年度の3月31日まで)	市役所窓口で申請することで 自己負担額(1レセプト1月あたり) 入院:1,000円 通院:助成なし 調剤:助成なし	市役所窓口で申請することで 自己負担額(1レセプト1月あたり) 入院:1,000円 通院:1,000円 調剤:負担なし

助成の方法

医療機関の窓口では一部負担金(マイナ保険証などを提示した後の負担金)をこれまでどおり支払ったあと、子育て支援課で医療費助成の申請をする必要があります(償還払い)。

医療費助成申請に必要なもの

- ▷ 保険点数の確認できる領収書(または、医療機関からの証明書)
- ▷ 助成対象者(子ども)の医療保険の資格情報が確認が出来るもの(資格確認書など)
- ▷ 保護者名義の振込口座の通帳
- ▷ 保護者と子どものマイナンバーが分かるもの ※申請期限は、診療の翌月から1年以内です。

オオキンケイギクは『特定外来生物』です

写真提供:九州地方環境事務所

オオキンケイギクは5月から7月ごろにかけて鮮やかな黄色い花をつけ、繁殖力が強いいため、日本の生態系に重大な影響を及ぼす恐れがある植物として『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』に基づく『特定外来生物』に指定され、生きたままの運搬や栽培、譲渡などが禁止されています。

オオキンケイギクが庭などに生えているのを見かけたら、根から引き抜き、種子や根を落とさないように袋に入れて枯らしたあとで、燃えるごみとして処分してください。オオキンケイギクを繁殖させないためには『種子を地面に落とさない』『種子が付く前に駆除を行う』ことが大切です。

● 問合先 環境政策課生活環境係 (☎ 23-2144)

九州地方環境事務所作成のオオキンケイギクのチラシはこちらから→



↑ オオキンケイギクの花



↑ オオキンケイギクの葉

令和7年10月採用の伊万里市職員を募集します

◆ 社会人経験者（現役公務員）

試験区分	予定人数	受験資格
一般事務 A	若干名	令和7年5月1日現在、公務員の一般行政職の正規職員として勤務

◆ U I J ターン試験

試験区分	予定人数	受験資格
一般事務 B	若干名	次のすべての要件を満たす人 ①伊万里市外に登記上の本店を置く民間企業等での職務経験が令和7年4月末現在、3年以上 ②令和7年5月1日現在、伊万里市外に住民票のある人

令和8年4月採用の伊万里市職員を募集します

◆ 一般試験

試験区分	予定人数	受験資格
一般事務 C	若干名	—
一般事務 D (障がい者)	若干名	次のすべての要件を満たす人 ①障がい者手帳などの交付を受けている人 ②介助者なしで職務の遂行が可能な人 ③活字印刷文による出題および口頭による面接試験に対応が可能な人
保健師 A	若干名	保健師の資格を有する人、または令和8年3月31日までに資格取得見込みの人

◆ 社会人経験者

試験区分	予定人数	受験資格
一般事務 E	若干名	令和7年5月1日現在、公務員の一般行政職の正規職員として勤務
保健師 B	若干名	保健師の資格を有する人で、次のいずれかの要件を満たす人 ①民間企業などで、保健師としての業務経験が令和7年4月末現在、通算して3年以上 ②令和7年5月1日現在、公務員の正規職員（保健師）として勤務 ③地方公共団体の会計年度任用職員の保健師としての職務経験が令和7年4月末現在、3年以上

◆ U I J ターン試験

試験区分	予定人数	受験資格
一般事務 F	若干名	次のすべての要件を満たす人 ①伊万里市外に登記上の本店を置く民間企業等での職務経験が令和7年4月末現在、3年以上 ②令和7年5月1日現在、伊万里市外に住民票のある人

※年齢制限は、すべての試験区分で平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人です。

※すべての試験区分で学歴を問いません。

※高校新卒者を対象に含めた試験は9月21日（日）に実施する予定です。



令和7年10月採用試験および令和8年4月採用試験案内

■ 受付期間

5月1日（木）～14日（水）

▷インターネットの場合は、14日の午後5時15分まで

▷持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

▷郵送の場合は、5月14日の消印のあるものまで有効

■ 1次試験

● 試験日 6月1日（日）

● 試験会場 伊万里市内の会場または各テストセンター

※試験会場は、5月23日（金）までに受験番号と併せて通知します。

※一般事務 C・D 以外の試験区分は、テストセンターで受験することができます。

■ 申込方法

インターネットの専用サイトや直接持参、郵送で申し込むことができます。

※申込書・試験案内は、郵送での請求や市ホームページからダウンロードできます。

■ その他

採用試験の詳細やインターネットの専用サイトを通じて試験に申し込む場合など、詳しくは市ホームページで確認してください。→



■ 申込・問合せ先

〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1
伊万里市役所総務課職員係（☎ 23-2127）

消防協力者 感謝状贈呈

3月4日、伊万里消防署で、消防本部から消防協力者に感謝状が贈られました。

受賞したのは、古川莉愛さん、井手仁さん、井手美歩さんで、3人は、1月22日、川に転落していた女性を発見し、協力して救急要請をし、救急隊に引き継ぐまでの間、女性の身体を保持したり毛布で保温を行ったりするなど、献身的な介抱や適切かつ迅速な行動で尊い命を救いました。



↑井手美歩さん（左）、井手仁さん（中央）、古川莉愛さん（右）

東陵中学校、大川・松浦小学校が閉校

●東陵中学校

3月24日、東陵中学校で閉校記念式典があり、1993年（平成5年）に、大川中学校と松浦中学校が統合してできた東陵中学校は32年の歴史に幕を下ろしました。

記念式典では、北原成之校長が、松本定教育長に校旗を返納したほか、生徒たちが校歌を熱唱しました。



↑手拍子が特徴的な東陵中学校の校歌は東陵学園で歌い継がれていきます

●大川小学校

3月30日、大川小学校で閉校記念式典があり、大川小学校は153年の歴史に幕を下ろしました。

記念式典では、羽田野修校長が、松本定教育長に校旗と学校表札を返納しました。また『ありがとう大川小学校集会』と題して、児童の思い出が発表や運動会の歌斉唱などが行われたほか、記念碑除幕式や風船飛ばしがありました。



↑鹿児島県まで飛んでいった風船もありました



↑お披露目された記念碑

●松浦小学校

3月30日、松浦小学校で閉校記念式典があり、松浦小学校は150年の歴史に幕を下ろしました。

記念式典では、山崎秀隆校長が、松本定教育長に校旗と学校表札を返納しました。また、『ありがとう松浦小学校』と題して、全校児童発表や松浦太鼓の演奏などが行われたほか、記念碑除幕式がありました。



↑最後となる校歌を歌う児童たち



↑お披露目された記念碑

東陵学園開校式

4月7日、大川小学校、松浦小学校、東陵中学校の3校が統合した、市内2校目の義務教育学校『東陵学園』で開校式が行われました。

開校式には、児童生徒や地域住民など約350人が参加し、最初に松本定教育長が告示を行い、深浦弘信市長から北原成之校長に校旗が手渡されました。また、東陵学園の校章をデザインした原雄大さんに感謝状が贈られました。原さんは東陵中学校の卒業生で、現在は福岡県でデザイナーとして活躍しています。最後に、東陵中学校から引き継いだ東陵学園の校歌を全員で合唱して、式を終えました。



↑児童生徒を代表して松岡大悟さんが誓いの言葉を述べました

鉛筆削り器

3月21日、伊万里商工会議所女性会が、市内小学校と義務教育学校の新1年生用に鉛筆削り器20個を寄贈しました。鉛筆削り器の寄贈は、毎年行われていて、今回が13回目です。

鉛筆削り器は、市内小学校と義務教育学校の1年生のすべてのクラスに配られ、活用されています。



↑松本定教育長に鉛筆削り器を手渡す原幸子会長（右から2人目）



↑使いやすくて丈夫などと好評を得ている鉛筆削り器

反射材付傘と食育啓発下敷き

3月28日、伊万里市農業協同組合が、市内小学校と義務教育学校の新1年生に反射材付傘を、また、同組合と伊万里市食のまちづくり推進会議が食育啓発下敷きを寄贈しました。

反射材付傘は、交通安全啓発活動の一環として、新入学児童が通学するときなどに交通事故にあわないようにすることを、また、食育啓発下敷きは、新入学児童に朝ごはんを食べることの大切さをわかってもらい、食への関心をもってもらうことを目的に贈られました。



↑田代直樹代表理事組合長（左）

交通安全グッズ

4月9日、伊万里地区交通安全協会と伊万里地区安全運転管理者協議会が、新入学児童向けに交通安全資材や交通安全教材を寄贈しました。

伊万里地区交通安全協会が反射材付きのランドセルカバーを、伊万里地区安全運転管理者協議会が交通安全啓発読本『一年生の交通安全 守ろうね！6つのお約束』と『交通安全 書いて覚える あいうえお表』を贈りました。いずれの贈り物も「交通環境に不慣れた新入学児童の安全が確保されるように」との願いが込められています。



↑交通安全協会の竹内和教会長（前列右から2人目）と安全運転管理者協議会の池永博速会長（前列左）

地域おこし協力隊活動レポート

（炭山地区）⑬

炭山棚田の草刈リストこと、地域おこし協力隊の小原正道です。

今回は、すみやま棚田で私が実施している草払いの話です。

私は四季を通じて炭山にあるさまざまな田んぼや市道、里道など棚田景観保全活動を行っています。草刈りには、草刈り機とモアという大きな草刈り機を使っています。

草刈り機は、田んぼの畔や法面、石垣に絡みついた蔓の除去にも適していて、毎日やつて上半身がムキムキになります。

一方、モアは草の繁花状況によって刈る高さを調整でき、一定の幅を刈ることができ、短時間で作業は終わりますが、斜面や段差には適していません。

このため、この2つを使いわけて伸びてくる草に立ち向かっています。草刈りをする注意点は、地面に埋まっている石やイノシシ用の電気柵などに草刈り機などの刃が接触しないよう十分に注意することです。いつもやっているとどこに石があるかわかるようになります。気が付いたら1枚の棚田の草刈りが終わっていたということもあります。

「炭山の農作業は草払いに始まり草払いに終わる」と炭山で活動を始めた頃に住民に教えてもらいましたが、私も炭山の住民の境地に近づいている気がします。今年もぜひ炭山棚田に遊びに来てください。



モア

すみやまの

すみやま棚田
どろんこ奮闘記



草刈り機

3市町広域連携企画！

有田町・伊万里市・武雄市の
イベントをお届け！

有田町

第121回 有田陶器市

期間／～5月5日(月・祝)

会場／有田町内各所

内容／多くの人で賑わう有田町一大イベント。恒例のキッチンカーマルシェや第6回WEB有田陶器市も開催されます。



詳しくは

▲ホームページ
有田商工会議所
☎0955-42-4111

伊万里市

第34回 どっちゃん祭り

日時／5月25日(日)12:00～20:00

場所／伊万里市街地

内容／力強い伊万里太鼓の響きやプラスバンドなどが盛り上げるステージイベントのほか、祭りのフィナーレを飾る熱気あふれる『女みこし合戦』は必見！駅通りでは、警察・消防・自衛隊による『はたらくくるまEXPO』を開催予定です。



詳しくは

▲ホームページ
シティプロモーション推進課
☎0955-20-9031

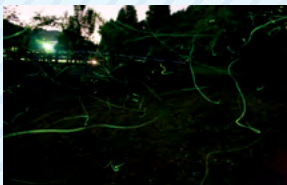
武雄市

第27回 武雄温泉保養村ほたる祭り

日時／5月25日(日) 11:00～18:30

場所／武雄温泉保養村一帯

内容／豪華商品が当たるビンゴ大会や琉球国祭り太鼓などのステージイベント、モルック大会、マルシェなどが開催されます。ホテルの観賞や温泉もお楽しみください。



詳しくは

▲ホームページ
武雄温泉保養村会事務局
☎0954-20-0044

『木造住宅耐震診断費』・

『住宅耐震改修費』を補助します

能登半島地震では、多くの住宅に被害が出ました。このような大地震は、いつどこで起きてもおかしくありません。

市は、皆さんの住宅の耐震性への不安解消と震災に強いまちづくりを目的として、耐震診断と耐震改修の実施を促進するための補助制度を設けています。

また、ブロック塀の取り壊し費用についても、補助制度を設けていますので、活用してください。

各事業は、予算が無くなり

次第終了します。詳しくは、こちらから確認してください。←



◆耐震診断派遣事業

市から委託を受けた佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士の耐震診断を受けることができます。

●補助対象

昭和56年5月31日以前に建築または工事に着手した、所有者自らが居住する市内

の木造1戸建て住宅

●補助内容 耐震診断費の全額を補助します。事務手数料の5000円は自己負担です。

▽現況図面がある場合の補助額 7万円

▽現況図面が無い場合の補助額 10万円

●申請期限 12月26日(金)

◆耐震改修費補助

耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合に申請することができま。

●補助対象 耐震補強設計を行った住宅

●補助内容

耐震改修費用の5分の4(限

度額100万円)を補助します。

【例】耐震改修費が125万円かかる場合、補助額が100万円、自己負担額が25万円になります。

●申請期限 10月31日(金)

◆ブロック塀取り壊し費用補助

●補助対象

住宅から避難所などに通じる道路(私道を除く)に面するブロック塀

●補助内容

ブロック塀の取り壊し費用(1畝当たり1万円)の3分の2以内(限度額20万円)を補助します。

●申請期限 10月31日(金)

ご寄付
ありがとうございました

次の方からご寄付をいただきました。
厚くお礼申し上げます。

※3月1日～31日受付分

(敬称略、希望者のみ掲載)

▼小学校1年生向け反射マスケット 430個

九州労働金庫伊万里支店 (新天町)

▼小学校1年生鉛筆削り器 20台

伊万里商工会議所女性会

▼小学校1年生向け反射材付傘・食育啓発用下敷き 496組

伊万里市農業協同組合

▼は篇志寄付です。

議会報告

令和7年第1回定例会

令和7年伊万里市議会第1回定例会が、3月3日から3月21日まで開かれました。今回は、令和7年度予算議案7件のほか、条例議案13件、一般議案2件、令和6年度補正予算議案5件、諮問1件、報告2件、議会議案1件の審議、一般市政に対する質問などが行われました。

審議の結果、提出議案などは、否決された条例議案1件を除き、原案のとおり可決、承認、同意、異議ない旨答申されました。主な内容は次のとおりです。

条例議案

■子どもの屋内遊び場いまりつこらんど条例

屋内における子どもの遊び場として、子どもの屋内遊び場いまりつこらんどを設置するため、制定したものです。

■手話言語の普及及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念、施策の推進方針などを定めるため、制定したものです。

■職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人事院勧告等に基づく佐賀

県の職員の取扱いに準じ、職員の給与を改定するなど、関係する5条例を改正したものです。

■特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市長、副市長、教育長および監査委員の給料を改定するため、改正するものです（否決）。

■市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市議会議員の議員報酬を改定するため、改正したものです。

■報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

市議会議員の議員報酬の改定などを踏まえ、各種委員会委員などの報酬を改定するため、改正したものです。

■市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ふれあいプラザ第6会議室の使用料を定めるため、改正したものです。

■子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

高校生年代の医療費の助成について、全ての医療費を助成対象にするとともに、原則、現物給付とする助成方法に変更するため、改正したものです。

■国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国民健康保険事業の運営に関する協議会からの答申を踏まえ、国民健康保険税率を改定するため、改正したものです。

■非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、勤務年数35年以上の非常勤消防団員の退職報償金を増額するため、改正したものです。

一般議案

▽専決処分の承認（※）

▽令和6年度一般会計補正予算（第7号）

住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金を支給するため、令和7年2月10日に専決処分したものです。

（※）議会の議決を要する案件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合などに、市長の判断で決定（処分）し、その後開かれる議会承認を求めもの（地方自治法第179条第1項）

■公平委員会委員の選任

委員 石本洋子氏の任期が令和7年5月4日で満了することに伴い、同氏を再任するものです。

予算議案

■令和7年度一般会計予算

令和7年度の財政状況は、歳入では、給与所得の上昇や市内企業の設備投資などにより、自主財源の根幹をなす市税は大幅に増加すると見込んでいます。歳出では、東山代複合施設の建築工事が完了したことなどによる大幅な減少が見込まれますが、人件費や扶助費などの義務的経費や、一部事務組合への負担金、市民センターの改修、保育園の民営化に伴う施設整備に要する経費などが大幅に増加します。

こうしたなか、財政の健全性に配慮しながらも、これまで

で積み立ててきた基金を活用しながら、伊万里市が掲げる『6つのまちづくり』の実現に向けた積極的な予算編成を行いました。予算総額342億8500万円です。

※詳しくは、別冊『令和7年度予算特集号』に掲載しています。

■令和6年度一般会計補正予算（第8号）

令和6年度一般会計の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億9715万8000円を追加し、補正後の予算総額は377億4194万4000円となりました。

※歳出補正の主なもの

▽私立保育園等支援事業

1億7837万円

▽ため池整備事業

2億2427万円

▽交通安全施設整備事業（補助）

3255万円

諮問

■人権擁護委員候補者の推薦

委員 江頭清隆氏の任期が令和7年6月30日で満了することに伴い、同氏を再推薦したものです。

一般市政に対する質問

一般質問が3日間行われ、市政に関する諸問題について7人の議員から15項目の質問が行われました。